

徳島県告示第五百六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年八月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		名称	株式会社和	所在地	徳島市北常三島町二丁目四八番地一		
指定介護予防サービス事業を行う事業所		名称	セントケア四国株式会社	所在地	香川県高松市中新町一丁目一番地一		
		名称	有限会社坂本電器	所在地	美馬市穴吹町穴吹字岩手一番地四		
		名称	有限会社坂本電器	所在地	美馬市穴吹町穴吹字岩手一番地四		
サービスの種類	介護予防訪問看護	介護予防短期入所生活介護	介護予防福祉用具貸与	特定介護予防福祉用具販売	廃止の届出の受理日	令和二年三月三十一日	令和二年六月三十日
	同	同	同	同	五月二十八日	同	同
	同	同	同	同	五月二十八日	同	同